

を作成し、定例の部科長会・教授会及び毎月開催される理事会等で審議を行っている。また、学内周知においては、一定期間学内掲示を行うとともに、必要に応じ部科長会等で改正等の内容の報告を行っている。

規程集を各学科に設置しており、制定・改廃が行われる都度速やかに規定の差し替えを実施している。このように法令等の周知徹底は適切に行われている。

(ロ) 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

法令に基づき「個人情報保護に関する規程」を制定（平成 17 年 4 月 1 日施行）するとともに、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（文科省：平成 18 年 2 月 1 日改訂版）を全教職員に配付している。また、新規採用者においては採用時研修においてこの規定等を配付し説明を行い、個人情報の適切な保護に努めている。

公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するため公的研究費に係る不正を調査する公的研究費不正調査委員会を設置した 22 条からなる「公的研究費の適正な運営・管理に関する規程」を制定（平成 19 年 10 月 26 日施行）し、不正行為の防止に努めている。

(二) 工学部

本学部の教育関連事項、入試選考、教員人事、予算等、本学部の教育・研究活動ならびに管理運営を円滑に実施するために、能率良く合議を得ることを目標としている。

(1) 学部教授会の役割とその活動の適切性

本学部の教授会メンバーは、教授 31 名、准教授 21 名、(常勤) 講師 5 名、助教 2 名の計 59 名となっている。職階の差による権限の格差はなく、全構成員が平等の発言機会、決定権を有している。ほとんどの重要事項について、規則・慣行が整備されているので、比較的短時間に審議は終了しており、運営上特に問題はないと判断される。

(2) 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会の議長は、学部長が議長を担当し、教務委員会、学生委員会、入試委員会、人事選考委員会等の議案を審議決定する。各学科との連携のため、非公式に 4 学科長との協議会を不定期に開催しており、運営面で特に問題はないと判断している。学部長固有の権限はほとんどないが、わずかに、工学部予備費の使途を 4 学科長の了解のもとで決めることができる。この費目を用いて、平成 18 年度、19 年度にグッドホームページ賞(学科、個人)、出前授業功労賞の表彰を実施した。

(点検・評価と改善方策)

現在学部固有の事務体制がなく、学部長に過大な任務、事務処理が課せられる実状がある。今後、教育問題、志願者対策等その業務がますます増大する中で、学部長の業務を支援する事務体制が必要である。

(三) 情報工学部

本学には、全学教授会と学部教授会がある。これらが民主的に運営されることは当然として、両者間の権限、審議事項等の調整を行い、更には学部教授会と学部長の役割を明確にすることによって、本学部の教育・研究活動ならびに管理運営を機能的に推進できるようにすることを到達目標とする。

(1) 学部教授会の役割とその活動の適切性

本学部の教授会メンバーは、教授 29 名、准教授 15 名、(常勤) 講師 10 名、助教 1 名の計 55 名(全学教授会は 143 名)であり、比較的こぢんまりとしており、また教授、准教授、講師・助教といった職位の差もなく自由に発言できる。このことは、民主的な教授会運営という観点から重要なことである。ただ、それがかえって特定の人に発言が偏り長時間に及ぶといった欠点に結びつくこともある。しかしながら、教員人事のように規定上投票が義務付けられている場合を除いて、多くの事案が採決なしの合意で決定されている。また、他学部と結論が異なった場合の取扱い等については、学部長間の調整等により、場合によっては全学教授会で再審議することにより学部間の摺り合わせもスムーズに行われている。このように本学部では、学部の特徴を活かすことのできる教授会運営が行われており、教授会の役割、活動ともに適切であると評価できる。

(2) 学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

学部教授会の議長は、福岡工業大学教授会規程第 5 条の定めにより、学部長が担当し、議事運営を行っている。教授会には下部組織である各種委員会を原案作成の機関として設置しており、そこでの審議結果は、重要性の軽重により、教授会においては、報告事項と審議事項に区分され審議される。学部長は学部全体の管理運営を統括し、所属の各学科長で構成する学部学科長会を招集し、学科間の連絡調整を図るほか、事前に教授会審議事項を整理する等、議事進行の効率化を図っている。

前項でも述べたように、学部長を中心とした教授会運営は両者の信頼関係を礎に良好な連携協力関係のもと実施されていると評価できる。また、機能分担についても、学部長は教授会において審議、承認されたことに基づいて、日常の学部長業務を執行しており、両者間の運営上の齟齬もなく、適切に機能が分担されていると言える。

(3) 学部長の選任手続の適切性、妥当性

学部長の選任手続は、学校法人福岡工業大学職員任用規則第 5 条第 5 号により、「学長が推薦し、理事長が決裁する。」こととされ、任命制が採られている。任期については、同規則第 6 条で 2 年と規定されている。

学長や学部長の任命制に関しては、マネジメント能力の高い人材を選任することにより、リーダーシップの強化および効率的な組織運営に寄与しており、私立大学を取り巻く外部環境および内部環境が激変する中で、重要事項等への迅速な対応を可能とする点に長所を見出すことができる。具体的な成果として、学部長のリーダーシップによる教授会のスムーズな運営および学長の意思を反映した各学部長による積極的な改革、改善等が遂行され、重要案件が比較的短期間に決定できる。その結果、急激な社会変化にも対応することができ、近年の少子化傾向にも拘わらず、ここ数年多くの私立大学が定員割れに陥っている中、安定的な入学者数の確保という良好な成果が得られている。このように、現行制度が果たしている効果は大きいと判断しており、教学優先の管理運営がなされる限り、現行の学部長選任手続は適切であり、かつ妥当性を有すると評価できる。

(4) 学部長の権限の内容とその行使の適切性

学部長権限については、学校法人福岡工業大学組織規則第 29 条第 8 号に定める「学部長は、大学学長を補佐し、学部の業務を統括する。」ことを根拠としている。権限の内容は、福岡工業大学教授会規程第 5 条の定めにより学部教授会の議長となること、学部学科長会を招集すること等学部の管理運営全般に及んでいる。

権限の内容は学校法人の諸規程に従って適切、公正に規定されており、権限の行使につ

いても、それらの根拠に基づき、適切、公正な運用が行われていると評価できる。また、本学においては、学部長は学長補佐体制の中核と位置づけられており、学長の諮問機関である「運営協議会」においても、その役割を果たしている。

なお、学部長職について、「教授会推薦」の方法に移行すべきであるとの議論もあるが、ここ数年の組織運営を見る限り、敢えて、そのような方法に移行しなくてはならない積極的な理由は見出せない。

(点検・評価)

本学には、教員代表による全学的審議機関はないが、本学全教員からなる全学教授会で全学的な事項を審議している。全学教授会と学部教授会はそれらの役割分担を明確にしておき、それに沿って民主的に運用されている。また、学長の諮問機関の「運営協議会」では、全学的・各学部間さらには事務局・法人サイドとの調整も行っている。

学部長の選任は、学長の推薦により理事長が決済するという任命制をとっているが、このことにより学部長のリーダーシップによる教授会のスムーズな運営が行われており、両者の運営上の齟齬もなく学部長はその業務を適切に執行している。

(改善方策)

全学的な問題を効率的に、時には迅速に処理するために教員や事務員の代表者からなる審議機関の設置が望まれる。また、現在学部固有の事務体制がないが、今後教育問題、志願者対策等その業務がますます多様化する中で、学部長の業務を効率的に執行するためにも学部の事務体制が必要である。

(四) 社会環境学部

学部の最高意思決定機関は、学部教授会である。学部教授会は「福岡工業大学教授会規程」に基づいて運営をしている。学部意思決定のプロセスは、一般的に、全学的な議案が部科長会または各委員会を通じて審議事案と報告事案をわけて学科に移すが、本学部の運営特徴は学科に移す前に学部長、学科長、教務委員、入試委員、学生委員、就職委員の6名が組織した「事前ミーティング会」において十分な議論した上、学科会議に移すプロセスを取っている。(下記「社会環境学部の運営管理イメージ」を参照)

また、学部教員の提案がある場合、提案者がいきなり学科会議に提案する権限があるものの、その場での思い付く提案はそもそも熟慮されておらず、学科会議を混乱に招き、会議の時間を長引かせることになる。そこで、本学部では、提案者が「事前ミーティング会」で提案し、その案の実行可能性を十分に検討した上、学科会議に移して、審議した後、学科会議にとどまる決まりは学科議事録と学科規則としてファイリングする。あるいは学部教授会の審議が必要な提案はさらに、学部教授会で審議して採決するプロセスを取っている。

(点検・評価)

学部設置してから8年目になるが、振り返ってみると、学科学部運営業務に関する委員への参加は全員というわけにはいかないが、バランスの面では、それほど公平的ではなく、学部運営業務が一部の教員に集中する傾向がある。これは学部全教員が「社会に役に立つ人材育成のための教育力と研究力を兼ね備えた教員」という共通理念とは大いに異なっている。学部理念を確実に実現するために、全教員の学部学科の運営業務の参加が不可欠である。そこで、教員の第三の力の向上、すなわち、マネジメント能力のアップが必要であるが、マネジメント能力のアップの近道はマネジメント活動への参加と思われる。その